

令和8年度 監査計画

1 監査の基本方針

令和8年度の監査にあたっては、草津市監査委員監査基準に基づき、公正不偏の立場から「法令を遵守しているか」「最少の経費で最大の効果をあげているか」「組織および運営の合理化に努めているか」「市民福祉の増進にどのように役立っているか」という基本的な視点に基づき、次の内容を踏まえて監査を実施する。

- (1) 法令等に則り適正に執行されているかという正確性、合規性に加え、3E（経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)）の観点を踏まえて監査を行う。また、内部統制機能（組織としてのチェック体制の整備・運用）が促進されるよう留意して監査を行う。
- (2) 収入の適実かつ厳正な確保、支出の必要かつ最少の執行が図られているかという観点から監査を行う。
- (3) 市民の視点に立って、公平で適正かつ合理的な行政運営であるかという観点から監査を行う。
- (4) 監査結果や改善措置の状況について公表する。

2 各種監査等の実施方針

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理が適正かつ合理的、効率的に行われているかどうかについて、部単位で対象を定め実施する。

なお、対象年度については、現年度も考慮しながら基本的には前年度の事務および事業を対象として実施する。

各施設への書面監査では、原則として監査委員による訪問はないが、事務局員による事前調査は実施する。

(2) 随時監査（地方自治法第199条第2項、第5項）

定期監査と同じ範囲を対象として、必要と認めるときに実施する。

また、工事監査については、計画、設計、積算、施工等が、適正かつ合理的、効率的に行われているかについて、必要と認めるときに実施する。なお、技術的な監査を充実させるため技術調査業務を委託する。

(3) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

財務事務との関連性および実施の必要性を踏まえ、事務事業が法令に適合し、正確で合理的かつ効率的に行われているかについて、必要があると認めるときに実施する。

また、複数の部等を対象に共通する特定のテーマ等を選定し、必要と認めるときに実施する。

(4) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体や公の施設を管理させている団体等に対し、必要があると認めるときまたは市長の要求があるときは、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかについて実施する。

なお、対象年度については、現年度事業も考慮しながら基本的には前年度事業を対象として実施する。

(5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者および企業管理者の保管する現金の在高および出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金出納事務が正確に行われているか検査する。

(6) 決算審査および基金の運用状況審査ならびに健全化判断比率等審査

① 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査する。

② 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、その運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

③ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項）

健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数について、正確に計上され、かつ適正であるか審査する。

(7) その他の監査

住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）、議会の要求に基づく監査（同法第98条第2項）、市長の要求に基づく監査（同法第199条第6項）、住民監査請求に基づく監査（同法第242条）等については、その都度方針を定めて実施する。

3 監査等実施計画

別紙の「令和8年度監査等実施計画表」に基づいて実施する。ただし、諸事情により変更して執行する場合がある。

4 監査結果等の報告および公表

監査結果について議長、市長等に報告書を提出するとともに、市公報に掲載し、市ホームページに公表する。公表回数は、基本として年4回とするが、その他必要に応じて随時公表する。

5 改善措置の報告および公表

監査結果に対して措置を講じた場合は、監査委員にその旨を通知するように定められており、監査委員はこれを公表する。(地方自治法第199条第14項)

特に、勧告に基づいた措置を講じた旨の報告が行われない場合は、必要に応じて再度勧告を行う場合がある。

令和8年度 監査等実施計画表

月	定期監査等 対象部	定期監査等で重点的に監査する機関			決算審査・ 健全化法 審査	例月 出納 検査
		上旬	中旬	下旬		
4	こども若者部 教育委員会	(書面監査) 第四保育所、志津こども園、山田こども園、 笠縫こども園、志津小学校、草津小学校、 老上西小学校、玉川小学校、笠縫東小学校、 草津中学校、新堂中学校				27日 (月)
5	総合政策部					
6	まちづくり協働部 健康福祉部 総合政策部	生活安心課 生活支援課 職員課			↑ 公 営 企 業 会 計 ・ 一 般 特 計 ↓	26日 (金)
7	総務部 健康福祉部 上下水道部	財政課 保険年金課 上下水道施設課		税務課		27日 (月)
8	環境経済部			環境政策課 資源循環推進課 温暖化対策室		27日 (木)
9						25日 (金)
10	建設部 都市計画部		道路課 公園緑地課 建築政策課 公共建築課			26日 (月)
11	健康福祉部		長寿いきがい課 健康増進課 健康福祉政策課			25日 (水)
12	こども若者部 総合政策部			こども家庭若者課 子育て相談センター 経営戦略課		25日 (金)
1	教育委員会			教育総務課 学校教育課 児童生徒支援課		25日 (月)
2	健康福祉部 都市計画部 教育委員会		財政援助団体等監査 【指定管理】 長寿いきがい課 交通政策課 スポーツ推進課			25日 (木)
3						25日 (木)
その他	建設部	工事監査 (河川課)				